

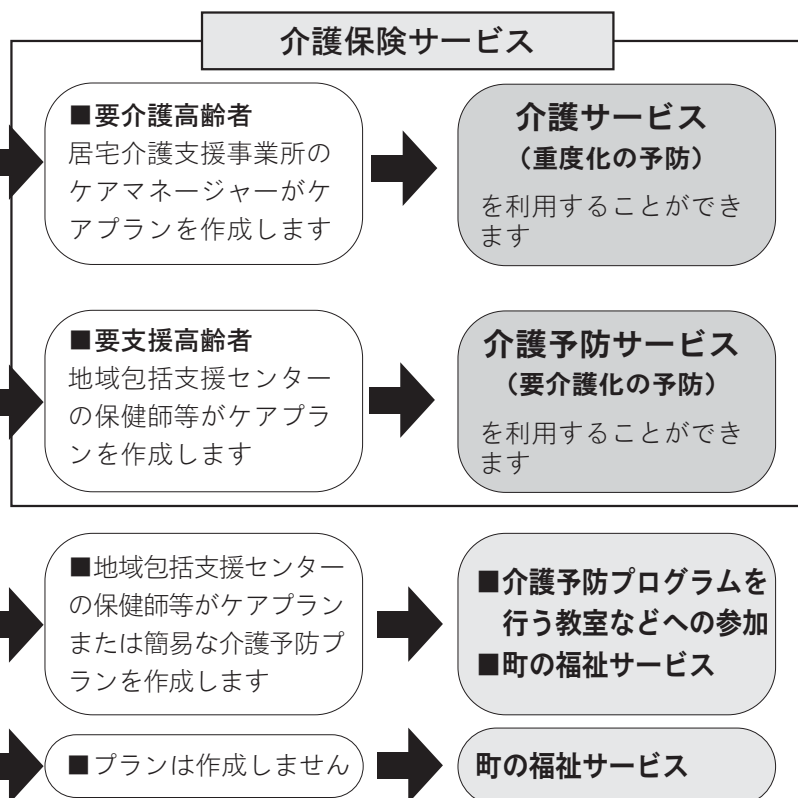
安心な日々を支える

# 介護・福祉サービス

介護保険制度が開始され10年が経ち、高齢者を支える制度の一つとして定着しています。平成21年には、進む高齢化や介護保険の重要性の高まりから介護保険法の見直しが行われるなど、今日まで様々なサービスや支援体制の整備が行われています。

今月号では、町の介護・福祉サービスについて、サービス利用までの流れや内容についてお知らせします。

## 4 ケアプラン作成～サービス利用開始



## 町の福祉サービス

要介護度判定で、【非該当・自立】の判定となった場合でも町の福祉サービスを受けることができます。

### ■福祉サービス

- ホームヘルプサービス事業
- デイサービス事業
- デイケア事業
- ショートステイ事業
- 配食サービス事業
- 介護用品支給事業
- 訪問サービス事業
- 機能訓練事業
- 入浴サービス事業
- 送迎サービス事業
- 送迎介護サービス事業
- 交通弱者支援サービス



※サービス毎に利用対象者・利用者負担が決まっています。

※サービスの利用を検討されている方はお問い合わせください。



# 介護保険サービスを受けるまでの流れ

## 1 相談

心身状態や生活上の不安など高齢者のための全てのサービスについて総合的な相談支援を行います。

### ■相談窓口

- ・地域包括支援センター相談窓口
- ・福祉介護グループ（介護保険窓口）

※清里町では、各地区に21名の民生児童委員が厚生労働大臣より委嘱され、役場と住民のパイプ役として活動されています。生活上の不安等がある場合、民生児童委員に相談されると、状況により役場担当者に連絡し、対応いたします。

## 2 要介護認定申請

福祉介護グループ（介護保険窓口）へ介護保険証を添えて申請してください。

### ■申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑
- ・かかりつけの病院等のわかるもの



◆ご本人または家族が申請してください。

## 3 認定調査・要介護度判定

### 認定調査

- 役場の担当者が訪問調査を行います。
- 調査内容
  - ・基本的な体の動き
  - ・日頃の生活パターン
  - ・意思伝達や物忘れ
  - ・過去にかかった病気など

### 要介護度判定

下記の手順により判定します

一次判定（調査結果と医師の診断書の内容をコンピューター判定）



二次判定（介護認定審査会）

要介護 5

要介護 4

要介護 3

要介護 2

要介護 1

要支援 2

要支援 1

【非該当・自立】

特定高齢者

1年以内に介護が必要となるおそれのある高齢者

その他の高齢者

## 介護保険サービス

介護保険サービスの利用には【要介護認定】の判定が必要となります。

### 1 介護サービス

日常生活で介護を必要とする度合いの高い方が、生活の維持・改善を図るためのサービス。

#### ■在宅介護サービス

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問看護
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）～清楽園
- 短期入所療養介護（ショートステイ）～老健きよさと・クリニックきよ里
- 福祉用具貸与 ●特定福祉用具購入
- 住宅改修費支給



#### ■施設介護サービス

- 介護老人福祉施設（清楽園）
- 介護老人保健施設（介護老人保健施設きよさと）



### 2 介護予防サービス

日常生活で介護を必要とする度合いの高い方が、生活の維持・改善を図るためのサービス。

#### ■在宅介護予防サービス

- 介護予防訪問介護 ●介護予防訪問看護
- 介護予防通所介護（デイサービス）
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）：清楽園
- 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）：老健きよさと・クリニックきよ里
- 福祉用具貸与 ●特定福祉用具購入 ●住宅改修費支給

### 3 介護保険サービスの利用料

#### ◆原則1割負担

介護保険のサービスは、9割が介護保険で賄われます。利用者の負担は1割です。

#### ◆利用限度額

在宅サービスでは、要介護度ごとに1ヶ月の利用額の限度額が定められています。

お問い合わせ先

保健福祉課

福祉介護グループ

TEL 25-3847

地域包括支援センター

TEL 25-2943

指定居宅介護支援事業所

TEL 25-2943